

平成22年度 環境保全関係基礎法令研修

環境関係法令の体系

熊本県環境政策課
吉川 宗志

1 公害法制の成立前

2 公害・環境法制の成立

3 公害・環境法制の体系

1 公害法制の成立前

日本では、明治期にすでに深刻な公害・環境問題が発生していた。

→明治政府による富国強兵や殖産興業政策により近代的な産業育成の結果、近代的鉱工業からの環境負荷が強まった。

- ・足尾鉱毒事件（銅山）

→日露戦争以降、重化学工業の発展に伴い、工業地域における大気汚染、水質汚濁等の被害が発生。

- ・大阪市のばい煙問題（紡績工場）

当時、産業活動に規制を加えて環境破壊を防止するための法制度や発生した被害を救済する法制度は存在せず

第二次世界大戦により壊滅的な打撃を受けたわが国の産業は、戦後、急速な復興を示すとともに、公害・環境問題が再発・拡大した。

→戦前から未解決のまま（あるいは被害を拡大させつつ）存在する問題

→新たに発生した問題

戦後も、産業・経済優先の思想と、有効な環境対策の不在

2 公害・環境法制の成立

【1950年代後半～60年代半ば】

高度経済成長の中、公害問題が深刻化する。

- 大気汚染：四日市コンビナートによる大気汚染
（亜硫酸ガスがしばしば1ppm超）
- 水質汚濁：チッソの廃水による水俣地域の水質汚濁
都市部でも、工場排水・下水道の不備による河川の汚染

深刻な公害問題発生の原因

- ①企業では、環境保全のための設備投資・安全対策の費用を節約
公共投資では、下水道整備、公園・緑地整備より道路建設等に集中
- ②当時の産業構造が重化学工業中心
（資源浪費型環境破壊型）
- ③大都市化（工場・事業所の集中立地）

公害問題に対する法制

- 対症療法的
- 経済発展と融和的

→ 水質保全法、工場排水規制法（1958年制定）

※わが国初の本格的な公害規制法

→ 煤煙規制法（1962年制定）

法律は制定されたが、様々な問題点を抱えており、根本的な対策とはならなかった。

公害法制制定への動き

公害問題の発生にもかかわらず対策が遅々として進まない中、被害者や良好な環境の維持を求める住民による様々な住民運動（公害反対運動）が展開

→自治体、裁判所を動かし、国レベルでの政策転換と公害法制制定の原動力

○公害対策基本法（1967年制定）

典型6公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）を定義。後に土壤汚染を追加。

- 事業者、国、地方公共団体、住民の責務を明記（第3条～第6条）
- 環境基準の導入（第9条）

→大気汚染防止法、騒音規制法（1968年制定）

※水質汚濁、大気汚染、騒音に対する規制が揃ったが、いくつかの問題点があった。

- 規制基準が緩やか
- 複合的な汚染に有効に対応できない

【1960年代後半～70年代前半】

公害法制が法体系として形式的にも内容的にも整備された。

→1970年の臨時国会（公害国会）で、14本の法制定・改正が行われ、公害法制が抜本的に改善

- ・ 公害対策基本法から、経済発展との調和条項が削除、自然環境に関する条項が追加
- ・ 水質保全法、工場排水規制法が廃止され、水質汚濁防止法が制定
※指定水域制度が廃止、全ての水域が規制対象
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）が制定

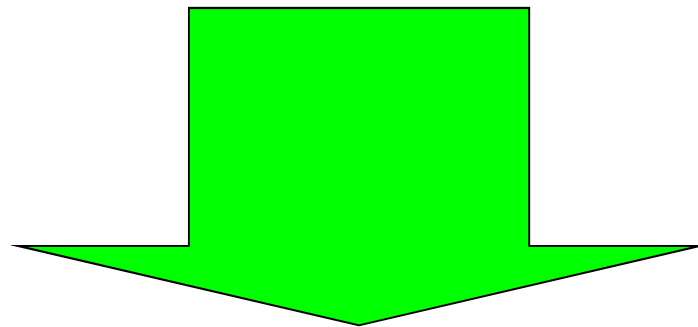
→1970年代中頃までに、公害対策のための立法や改正が行われた。

- 濃度規制に加え、総量規制を導入
（大気汚染1974年、水質汚濁1978年）
- 環境基準をより厳しい基準に改正
- 被害者救済として、無過失責任の規定が導入
（大気汚染防止法、水質汚濁防止法（ともに1972年）
- 公害健康被害の補償等に関する法律が制定（1973年）
※医療費・医療手当・介護手当を支給する公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（1969年）を経て、汚染企業の負担で公害被害者の迅速・簡易な救済を図る目的

- 自然環境保全法が制定（1972年）

※公害対策基本法に自然保護の規定を設けるとともに
自然公園法を改正

※自然環境保全地域の指定などの措置を規定



環境行政を取り扱う環境庁（現：環境省）
を設置（1971年）

※これまでは公害による健康被害は厚生省（現：厚生労働省）、産業政策は通商産業省（現：経済産業省）で対応

【熊本県の条例】

- 熊本県公害防止条例（現：熊本県生活環境の保全等に関する条例）（1969年制定）
- 熊本県公害紛争処理条例（1971年制定）
- 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（1972年制定）

【1970年代後半～80年代】

公害法制の対策の進展により、企業による汚染の被害が目立たなくなり、汚染源の種類、汚染の形態が多様化。

→自動車排気ガスによる大気汚染の深刻化

→国や公共団体の活動による環境汚染

※公共工事による自然破壊等

→鉄道、道路等による公害

○振動規制法（1976年制定）

被害の面では、大気汚染による呼吸器系疾患などの重大な健康被害に加え、騒音・振動によるイライラなどの精神的不快感を含む被害にまで拡大。

- 良好な環境の中で暮らす権利の確立、被害が発生する以前の段階で環境悪化そのものを防止しようとする意識、生活のアメニティを求める動きが強まる。
- 従来の、公害法制だけでは十分な対応ができない。
※公害被害の防止、人身被害救済中心
ex. 汚染の事前防止、人々のライフスタイルに伴う問題への対応等

【1990年代以降】

環境問題の“国際化”の中、環境問題に対する国際的な取組みが進んでいった。

ex.)

- ・ ドイツ、北欧の酸性雨問題
- ・ 規制の緩やかな開発途上国への工場移転による現地での環境汚染
- ・ オゾン層破壊や地球温暖化

→ 「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、「リオデジャネイロ宣言」を採択

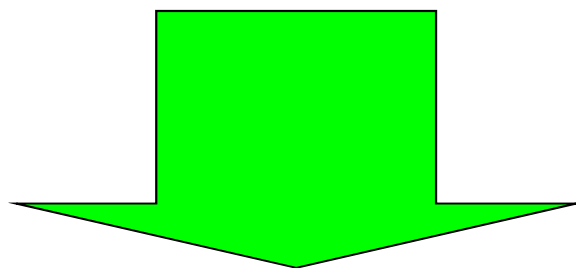
※「持続可能な発展」の理念が盛り込まれた

国内においては、環境基本法を制定
(1993年)。

- 公害対策基本法を中心とする法体系と自然環境保全法を中心とする法体系を統合するとともに、廃棄物問題、地球規模の環境問題も含んだ総合的な法律として制定。
- 環境基本計画の策定（第15条）、経済的手法の導入（第22条）等の多様な手段の必要性を規定。
- 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築（第4条）を規定。

→環境影響評価（アセスメント）の推進（第22条）を規定。

※事業者は、事業の実施に当たりたりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずる



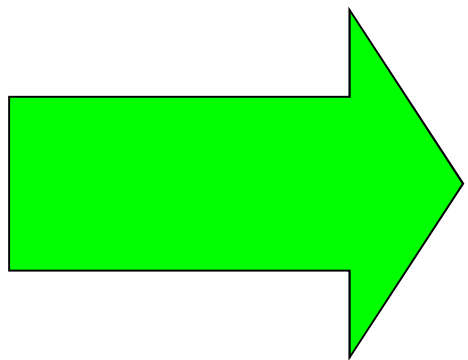
環境影響評価法を制定（1997年）

また、廃棄物処理法が大幅に改正され、
リサイクルの必要性を打ち出した。

→リサイクル関連法が制定

ex. リサイクル法（資源の有効な利用の促進に
関する法律）（1991年制定）、容器リサイ
クル法（1995年制定）、家電リサイクル法
（1998年制定）等

→廃棄物法制の中に廃棄物の発生抑制や環境
保全という考え方を採用。



循環型社会形成推進基本法を
制定（2000年）

国際的な環境問題に、国、地方公共団体、事業者、国民が協力して取り組むための法律を制定した。

ex.)

- [地球温暖化防止対策推進法](#)（1998年制定）
- [ダイオキシン類対策特別措置法](#)（1999年制定）
- [特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）](#)（2001年制定）
- [生物多様性基本法](#)（2008年制定）

※現在、地球温暖化対策基本法案について、検討が行われている

（都道府県・市町村計画策定の努力義務、国内排出取引制度創設、地球温暖化対策税創設、固定価格買取制度創設その他新エネルギー等の利用促進などの規定を盛り込む）

【熊本県の条例】

- 熊本県環境基本条例（1990年制定）
- 熊本県地下水質保全条例（現：熊本県地下水保全条例）（1990年制定）
- 熊本県環境影響評価条例（2000年制定）
- 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（2004年制定）

3 公害・環境法制の体系

○ 基本法

国の制度・政策に関する理念、基本方針が示されているとともに、その方針に沿った措置を講ずべきことを定めた法律。

また「親法」として優位的な地位を持ち、他の法律や行政を指導・誘導する役割を持つ。

公害・環境法制における基本法は、「[環境基本法](#)」、「[循環型社会形成推進基本法](#)」、「[生物多様性基本法](#)」の3本がある。

・ 環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的。（第1条）

→熊本県の条例で言えば、「熊本県環境基本条例」にあたる。

環境基本法

I 公害の発生等を防止する法令

II 生活環境の保全に関する法令

III 地球環境の保全に関する法令

IV 自然環境保全に関する法令

V 開発行為における環境配慮に関する法令

VI 化学物質の管理に関する法令

I 公害の発生等を防止する法令

四大公害や典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）などの環境汚染を未然に防止するための規制・許認可や、環境汚染を回復するための費用負担に係る財政措置、被害者の救済・補償など、講ずべきことをそれぞれ定めた法律がある。

I 公害の発生等を防止する法令

1 排出時等に規制をかける法令

2 防止施設の整備に冠する法令

3 事業者等の責務に関する法令

4 費用負担・財政措置に関する法令

5 被害者救済・紛争処理に関する法令

6 公害罪に関する法令

- ① 大気汚染
- ② 水質汚濁
- ③ 土壌汚染
- ④ 騒音
- ⑤ 振動
- ⑥ 地盤沈下
- ⑦ 悪臭

1 排出時等に規制をかける法令

①大気汚染

・ 大気汚染防止法

工場・事業場の事業活動や建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関しての人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。（第1条）

- 大気汚染防止法

※ばい煙排出の規制等、揮発性有機化合物の排出規制等、粉じんに関する規制、有害大気汚染物質対策の推進、自動車排出ガスに係る許容限度等、大気の汚染の状況の監視等、損害賠償を規定

→熊本県の条例では、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」で、ばい煙・粉じんに関する規制を規定。

- ダイオキシン類対策特別措置法
※環境基準、排出基準を規定
- 道路交通法
※特定の交通の規制等の手続を規定
- 電気事業法
※ばい煙発生施設の届出等を規定
- ガス事業法
※ばい煙発生施設の届出等を規定

等

②水質汚濁

・ 水質汚濁防止法

工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることで、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場・事業場から排出される汚水や廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における損害賠償の責任について定めることで、被害者の保護を図る。

(第1条)

- 水質汚濁防止法

- ※排出水の排出の規制等、生活排水対策の推進、水質の汚濁状況の監視、損害賠償等を規定

→熊本県の条例では、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」で水質の汚濁に関する規制を規定。

「熊本県地下水保全条例」で地下水の水質・水量の保全に関する規制等を規定

また、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」で、日平均20m³以上の排出水を排出する特定事業場に対する上乗せ排水基準等を規定。

- ダイオキシン類対策特別措置法
※環境基準、排水基準を規定
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
※海洋・海底の汚染防止等を規定
- 瀬戸内海環境保全特別措置法
※特定施設設置の規制等を規定
- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律
※県計画の策定等を規定

等

③ 土壤汚染

- 土壤汚染対策法

土壤の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図ることで、国民の健康を保護する。（第1条）

※土壤汚染状況調査、汚染土壤搬出時に関する規制、汚染土壤処理業に係る許認可等を規定

→熊本県の条例で、土壌汚染対策に関する規制等を定めた条例はない。

- ダイオキシン類対策特別措置法

 - ※環境基準を規定

- 農用地の土壌汚染防止等に関する法律

 - ※常時監視、農用地の土壌汚染に関する調査測定等を規定

④騒音

▪ 騒音規制法

工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。（第1条）

※特定工場等に関する規制、特定建設作業に関する規制、自動車騒音等に係る許容限度等を規定

→熊本県の条例では、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」で、特定工場に関する規制、特定建設作業に関する規制、特定作業に関する規制、拡声器等に関する規制を規定。

- 道路交通法
※特定の交通の規制等の手続を規定
- 道路運送車両法
※道路運送車両の保安基準を規定
- 幹線道路の沿道の整備に関する法律
※道路交通騒音により生じる障害防止等を規定
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律
※航空機騒音による障害の防止等を規定

等

⑤振動

▪ 振動規制法

工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等で、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。（第1条）

※特定工場等に関する規制、特定建設作業に関する規制、道路交通振動に係る要請を規定

→熊本県の条例では、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」で、特定工場に関する規制、特定建設作業に関する規制を規定。

- 道路交通法

- ※特定の交通の規制等の手続を規定

- 道路運送車両法

- ※道路運送車両の保安基準を規定

等

⑥地盤沈下

- 工業用水法

特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図ることで、その地域における工業の健全な発展と地盤沈下の防止に資する。（第1条）

※井戸により地下水を工業用水に使用する際の許可等を規定

- 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤沈下の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命・財産の保護を図ることで、公共の福祉に寄与する。（第1条）

※建築物用地下水の採取の規制を規定

→熊本県の条例では、「熊本県地下水保全条例」で、地下水の水量の保全に関する規制等を規定。

⑦悪臭

▪ 悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。

(第1条)

※規制地域、規制基準、悪臭防止対策の推進等を規定

→熊本県の条例では、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」で、悪臭等に関する規制を規定。

- 化製場等に関する法律
※管理基準として悪臭処理を規定
- と畜場法
※公衆衛生上の構造・管理基準等を規定

★化製場とは、獣畜の肉、皮、骨等を原料として、皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他のものを製造する施設)

2 防止施設の整備に関する法令

人の健康・生活環境の保護、自然環境の保全、廃棄物問題等による環境の悪化・破壊を未然に防止するための施設の整備に関して定めた法律

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 社会資本整備重点計画法
- 下水道法
- 浄化槽法

3 事業者等の責務に関する法令

公害を防止するための事業者に対する責務として、公害防止管理者等の選任や、公害防止管理者等の資格・試験・義務等に関して定めた法律

- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

4 費用負担・財政措置に関する法令

公害によって破壊された環境を復元するための事業（公害防止事業）に係る事業者の費用負担、地方公共団体に対する国の財政上の特別措置等に関して定めた法律

- 公害防止事業費事業者負担法
- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 公害防止事業団法
- 租税特別措置法

5 被害者救済・紛争処理に関する法令

公害紛争の斡旋・調停・仲裁・裁定の制度、著しい大気汚染や水質汚濁による健康被害の補償、特定の健康被害に係る補償等に関して定めた法律

- 公害紛争処理法
- 公害健康被害の補償等に関する法律
- 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法
- 石綿による健康被害の救済に関する法律
- 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

6 公害罪に関する法令

事業活動に伴って人の健康に係る公害を生じさせる行為等の処罰に関して定めた法律

- ・ 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

Ⅱ 生活環境の保全に関する法令

循環型社会の形成のための基本的施策、廃棄物の適正処理を推進するための規制・許認可や、3 R（Reduce、Reuse、Recycle）を推進するための講ずべき措置を定めた法律がある。

- 循環型社会形成推進基本法（上位法）

循環型社会の形成についての基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や施策の基本事項を定めることで、循環型社会形成の施策を総合的・計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。（第1条）

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
※一般・産業廃棄物処理施設や業に係る許認可等を規定
- 資源の有効な利用の促進に関する法律
※使用済物品等・副産物の発生抑制、再生資源・再生部品の利用促進に関する所要の措置を規定

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- グリーン購入法

→熊本県の条例では、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」で、廃棄物の減量化や再生利用、廃棄物の適正処理の推進を規定。

Ⅲ 地球環境の保全に関する法令

温室効果ガス排出抑制、オゾン層の保護、有害廃棄物の越境移動の規制など、地球環境を保全するために講ずべき措置を定めた法律がある。

※現在、地球温暖化対策基本法案について、検討が行われている

（都道府県・市町村計画策定の努力義務、国内排出取引制度創設、地球温暖化対策税創設、固定価格買取制度創設その他新エネルギー等の利用促進などの規定を盛り込む）

- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
※特定物質の製造等の規制、特定物質に関する届出、排出抑制・使用の合理化を規定
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
※フロン類回収業者の登録等、フロン類破壊業者の許認可などを規定
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
※特定有害廃棄物等の輸出入、運搬・処分の規制を規定

等

→熊本県の条例では、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」で、地球環境保全対策の推進として地球温暖化防止、フロン類の排出抑制を規定。

また、本年3月に「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」を制定し、推進計画の策定、事業所における取組の促進、3種の計画書作成、県民の行動推進等を規定。

IV 自然環境保全に関する法令

生物多様性に係る基本的施策、自然環境の適正な保全、自然公園の保護・利用促進、鳥獣の保護・適正管理をするために講ずべき措置を定めた法律がある。

- 生物多様性基本法（上位法）

生物多様性の保全や持続可能な利用についての基本原則を定め、国・地方公共団体・事業者・国民・民間団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他生物多様性の保全や持続可能な利用に関する施策の基本事項を定めることで、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、地球環境の保全に寄与する。（第1条）

- 自然環境保全法
※原生自然環境保全地域や自然環境保全地域の
指定・保全等を規定
- 自然公園法
※国立・国定公園の指定、保護・利用等や都道
府県立自然公園の指定、保護・利用等を規定
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
※鳥獣保護事業の実施、狩猟の適正化を規定

等

→熊本県の条例では、「熊本県自然環境保全条例」で、自然環境保全地域や緑地環境保全地域、郷土修景美化地域の指定・保全等を規定。
「熊本県立自然公園条例」で、県立自然公園の指定、保護・利用等を規定。
「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」で、希少野生動植物固体の捕獲等の届出・禁止、生息地等の保護に関する規制などを規定。

※郷土修景美化地域とは、自然環境を保全することが必要である地域

V 開発行為における環境配慮に関する法令

開発行為をするにあたり、事業実施前から環境に配慮するために講ずべき措置を定めた法律がある。

- 環境影響評価法

※準備書作成前の手続、準備書の作成、評価書の作成等を規定

→熊本県の条例では、「熊本県環境影響評価条例」で、環境影響評価に関する手続等を規定。

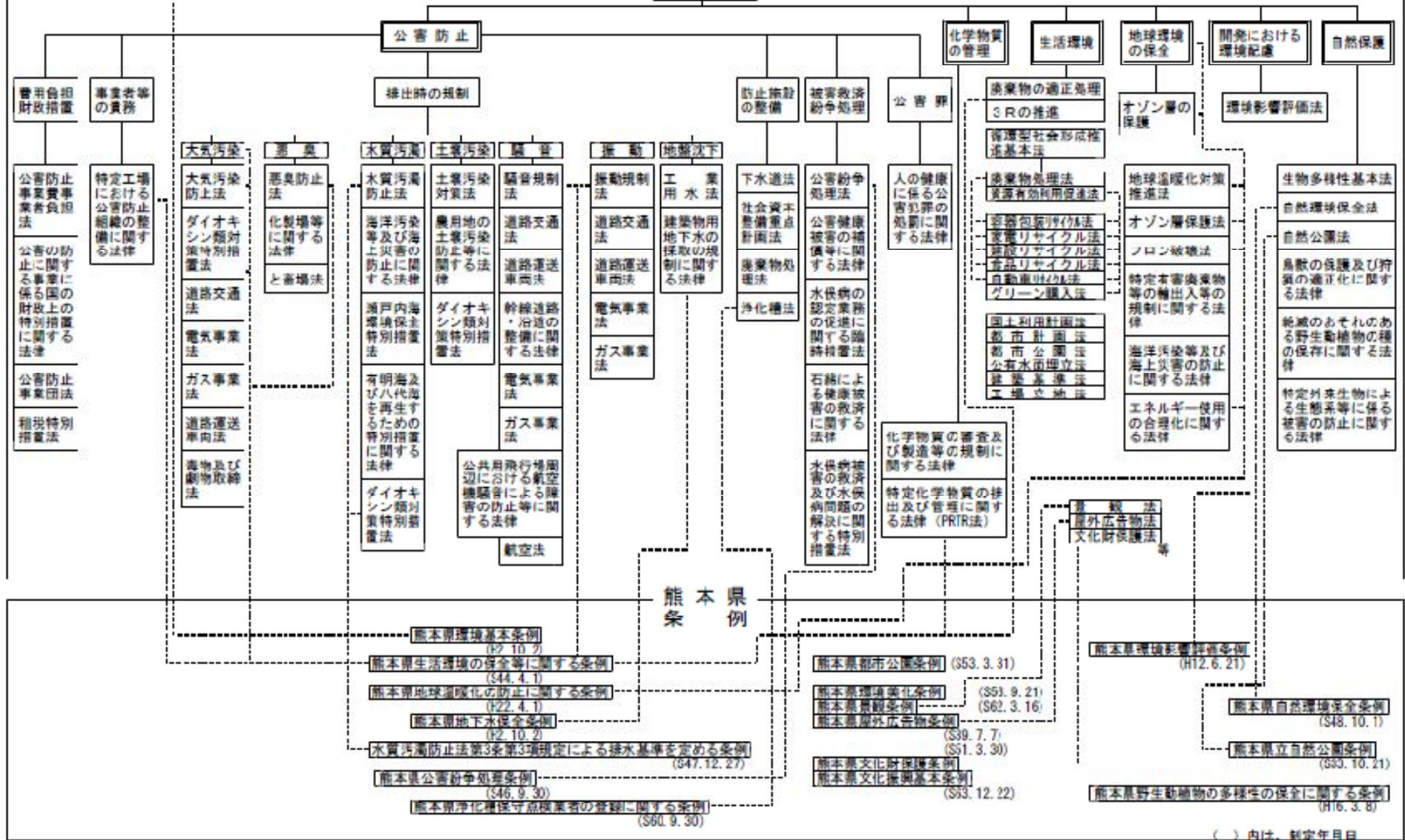
VI 化学物質の管理に関する法令

化学物質による環境汚染の防止、化学物質の製造・輸入・使用に対する規制、環境への排出量の把握、自主的な管理の促進に対して講ずべき措置を定めた法律がある。

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
※新規化学物質の審査・規制、特定化学物質に関する規制等を規定
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）
※指定化学物質の排出量の把握、取扱事業者による情報の提供等を規定

法律

環境基本法



<http://www.pref.kumamoto.lg.jp/soshiki/42/kougai-kanrenhoritu-joureitaikei.html>

最後に

- ・ 公害・環境法制は多岐にわたって制定
- ・ 各法律は、公害・環境破壊等による被害を未然防止するなどのために制定
- ・ 本県においても、「水俣病の教訓」を念頭に「熊本県環境基本条例」を制定するとともに、環境行政を推進
- ・ 公害・環境破壊等によって壊された自然環境を完全に回復することは困難であり、修復のための事業には長い期間と多額の費用が必要
(水俣湾の埋立事業は14年間で485億円を投入)

- 公害・環境破壊等を引き起こした企業には、多くの負担と社会的責任が課せられる
- 行政にも、公害を未然に防止できなかった責任が求められる。
- 壊されるのは自然環境だけでなく、地域や人間関係も

(今年7月、サッカーの試合中に水俣市の中学生を他校生徒が中傷)